

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 公金の収納の事務を委託した件 五三
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五四
- 一般競争入札を行う件三件 五五

## 告示

### 福島県告示第五百九十四号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金及び遅延損害金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一
福島さくら農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号

三 収納の事務を委託する期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

（農業経済課）

### 福島県告示第五百九十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和六年八月七日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和六年十月二十八日付けで次のとおり裁定した。

令和六年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
 

所在	地番	地目	面積（平方メートル）
伊達郡桑折町字下釜	三番一	田	三、〇二四
同 郡同 町大字伊達崎字岩ノ町	七番一	田	九九一
同 郡同 町大字伊達崎字岩ノ町	八番二	田	五一八
同 郡同 町大字上郡字坂下	四三番二	田	一、一四四
同 郡同 町大字上郡字松木内	四六番二	畑	七〇九
- 二 利用権の内容
  - 水稻の栽培及び桃の栽培で利用
- 三 利用権の始期及び存続期間
  - 1 始期 令和七年四月一日
  - 2 存続期間 五年
- 四 農地の所有者等の情報
  - 石幡 興吉（亡）
- 五 借賃に相当する補償金の額 一、二二三、七二〇円
- 六 補償金の支払の方法
  - 当該利用権の始期までに福島県方法務局に補償金を供託すること。

（農村振興課）

### 福島県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十一月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名  
尾形 歌吉

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第五百五十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

#### 福島県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十一月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 二階堂 権兵衛 東星興業株式会社 渡辺 興一 渡辺 重男 鉄地川原 廣視 鉄地川原 利八 渡辺 喜一 丹治 清 安田 光雄 阿部 芳夫 大内 伝治 渡辺 コウ 渡辺 茂英 笠 井元 二 丹治 正博 丹治 正敏 佐藤 信一 浪岡 敏英 渡辺 一 渡邊 一 鈴木 春雄 菊 田親 一 阿部 昭一 安田 善太郎 大内 源三 鉄地川原 和子 渡辺 愛菜 斎藤 芳則

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第七百二十七号）によること。

（森林保全課）

**公告第206号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年11月8日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量3,938,800kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年3月1日午前0時から令和8年2月28日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町5番75号）ほか15施設

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和4年3月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年12月2日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部文書管財総室施設管理課  
電話024-521-7080

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、令和6年11月8日（金）から同年12月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**5 入札説明書等の配布**

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年11月15日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

**6 入札及び開札の日時及び場所等**

- (1) 日時 令和6年12月19日（木）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎3階 西326会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年12月18日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単  
価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）  
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同  
一月においては単一のものとする。）並びに環境価値に対する単価（kWh単価（小  
数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、  
県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落  
札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する  
額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り  
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者で  
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当  
する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply  
for use at the Fukushima Prefectural East Wing and 15 other facilities:  
Planned annual power consumption: 3,938,800kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 December 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 18 December 2024
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property  
Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural  
Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan  
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

## 公告第207号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センターで使用  
する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特  
定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規  
則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定  
により公告する。

令和6年11月8日

福島県環境創造センター所長 青木浩司

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
福島県環境創造センターで使用する電気 予定数量6,595,719kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
  - (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類等を添付して、令和6年12月4日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。  
郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号  
福島県環境創造センター総務企画部総務課  
電話0247-61-6111
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和6年11月8日（金）から同年12月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
  - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年11月21日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和6年12月23日（月）午後2時
  - (2) 場所 福島県環境創造センター本館大会議室（福島県田村郡三春町字深作10番2号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年12月20日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。



## 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県環境創造センター所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation (Planned annual power consumption: 6,595,719kWh)

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 23 December 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 December 2024

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Administration and Planning Department, Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamura County, Fukushima 963-7700 Japan TEL 0247-61-6111

（生活環境総務課）

## 公告第208号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年11月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 凍結防止剤散布車1（湿潤式） 1台

イ 凍結防止剤散布車2（乾式） 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限

ア 令和8年2月27日（金）

イ 令和8年2月27日（金）

(4) 納入場所

ア 福島県いわき建設事務所 小名浜雪氷詰所（福島県いわき市石塚町餅田地内）

イ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地3）及び福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年12月2日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和6年11月8日（金）から同年12月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年11月18日（月）午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年11月18日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のAに掲げる物品等 令和6年12月23日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和6年12月23日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課  
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年12月20日（金）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① Deicing spreader1 (Type: Liquid) 1 unit
  - ② Deicing spreader2 (Type: Solid) 2 units
- (2) Time-limit of tender (by hand):
  - ① 1:30 p.m., 23 December 2024
  - ② 2:00 p.m., 23 December 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 December 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)